

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係
☎72-2101(内線322)



国保被保険者の皆さんの人間ドック受診には補助があります

茅野市国保では、被保険者(35歳以上の方)の疾病予防と早期発見および健康増進のため、人間ドックの健診料金の一部を補助します。

※茅野市の特定健診の補助を受けられた方は、国保人間ドック補助金は受けられませんのでご注意ください。

【対象者】

- ・人間ドック受診時に、茅野市国民健康保険に加入している35歳から74歳までの方
- ・国民健康保険税に滞納のない世帯の方

【補助額】

☆日帰りドック 15,000円

☆1泊2日ドック 30,000円

※補助は、年度内に1人1回までとなります。

【対象となるドック】

- ・特定健診の検査項目をすべて含む人間ドックが補助対象となります。
- ・脳ドック等の専門ドックのみの検査費用については補助の対象となりません。

【申請(手続き)に必要なもの】

- ・国民健康保険人間ドック補助金申請書兼請求書
- ・申請(手続き)をされる(お越しいただく)方の本人確認書類
- ※顔写真のついたもの場合は、1点ご用意ください。(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ・国民健康保険証
- ・人間ドックの領収書
- ・振込口座のわかるもの(預金通帳など)

【申請期間】

受診完了の翌日から1年間

※特定健康診査受診率の向上のため、人間ドック受診結果の提出にご協力ください。

※補助金申請書兼請求書は、高齢者・保険課(1階7番窓口)にあります。(ホームページからもダウンロードできます。)

倒産・解雇 や雇い止めなどによる離職をされた方の国保税の軽減制度について

雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者の方の国民健康保険税は、離職日の翌日から翌年度末まで、該当者ご本人の算定対象である前年度所得のうち、給与所得のみ100分の30として算定します。

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ・離職日現在で65歳未満の方
- ・特例受給資格者および高年齢受給資格者でない方。
- ・雇用保険の(1)特定受給資格者、または(2)特定理由離職者として求職者給付(基本手当等)を受ける方で、ハローワークより発行された受給資格者証の離職理由が次の表の番号に該当する方。

離職理由	(1) 特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	(2) 特定理由離職者 (雇い止めなどによる離職)
受給資格者証の離職理由番号	11、12、21、22、31、32	23、33、34

軽減を受けるには申請が必要です

公共職業安定所(ハローワーク)にて発行される雇用保険受給資格者証をご持参のうえ、高齢者・保険課国保年金係の窓口で申請してください。